

「消費税」の増税に伴うガス料金の改定について（お知らせ）

令和元年9月吉日
 犬山ガス株式会社

平素は、都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、令和元年10月1日の消費税の増税に伴い、消費税の変更分を、以下のとおりガス料金に反映させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

※1 令和元年9月30日以前から継続してガスをご使用いただいているお客さまは、消費税法の附則に基づく経過措置により、消費税の増税に伴うガス料金の変更が、11月検針分から適用されます。

※2 令和元年10月1日以降、新たにガスのご使用を開始されたお客さまは、消費税の増税に伴うガス料金の変更が、10月検針分から適用されます。

当社は、今後とも、クリーンエネルギー天然ガスの安定供給、安全・安心の確保、サービスの向上に努めお客さまの信頼に応えてまいります。

1. 料金表のお知らせ

- 10月検針分の従量料金には、原料費調整制度に基づく調整額と消費税が含まれています。

一般ガス供給約款料金表

令和元年10月検針分

| 料金表 | 1ヶ月のご使用量 | 経過措置対象（※1） 消費税8% | | 経過措置対象外（※2） 消費税10% | |
|-----|---|---------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| | | 基本料金 (1ヶ月につき) | 従量料金 (1m ³ あたり) | 基本料金 (1ヶ月につき) | 従量料金 (1m ³ あたり) |
| A | 0m ³ から25m ³ まで | 774.36 円 | 214.54 円 | 788.70 円 | 218.51 円 |
| B | 25m ³ をこえ250m ³ まで | 1,860.00 円 | 171.11 円 | 1,894.44 円 | 174.27 円 |
| C | 250m ³ をこえ500m ³ まで | 3,240.00 円 | 165.59 円 | 3,300.00 円 | 168.65 円 |
| D | 500m ³ をこえる場合 | 8,802.00 円 | 154.47 円 | 8,965.00 円 | 157.33 円 |

選択約款料金表

令和元年10月検針分

| 契約種別 | | 経過措置対象（※1） 消費税8% | | 経過措置対象外（※2） 消費税10% | |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| | | 基本料金 (1ヶ月につき) | 従量料金 (1m ³ あたり) | 基本料金 (1ヶ月につき) | 従量料金 (1m ³ あたり) |
| 家庭用コージェネレーション契約 | | 4,298.40 円 | 89.18 円 | 4,378.00 円 | 90.83 円 |
| 家庭用調理・温水・暖房契約 | 0m ³ から60m ³ まで | 3,056.40 円 | 131.64 円 | 3,113.00 円 | 134.07 円 |
| | 60m ³ をこえる場合 | 4,607.96 円 | 105.78 円 | 4,693.29 円 | 107.73 円 |
| 家庭用冬季暖房契約 | 5月から11月まで | 一般ガス供給約款と同じ | | 一般ガス供給約款と同じ | |
| 家庭用空調契約 | 4月から11月まで | 2,160.00 円 | 103.52 円 | 2,200.00 円 | 105.43 円 |
| 小型空調契約 | 4月から11月まで | 3,780.00 円 | 93.49 円 | 3,850.00 円 | 95.22 円 |

消費税の経過措置

令和元年9月30日以前から継続して供給される電気・ガス・水道等で、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに検針等により確定する料金につきましては、旧税率(8%)が適用されます。

次に該当するお客さまにつきましては、**新税率(10%)**が適用されます。

- ・ 令和元年10月1日以降、新たにガスのご契約をされたお客さま
- ・ 令和元年10月の検針日以降、同月中にガスのご使用を解約されるお客さま

2. 選択約款の契約期間変更について (家庭用冬季暖房契約は除く)

● 変更前

- ・ 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の次の検針日までといたします。
- ・ 契約種別を変更した場合は、変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

● 変更後

- ・ 契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日から、その日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下同じ。)の末日までといたします。ただし、契約成立日がガスの使用開始日(以下「使用開始日」といいます。)以前の場合は、使用開始日から、その日が属する年度の末日までといたします。
- ・ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、この選択約款に基づく契約は、契約満了日が属する年度の末日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。この場合、当社は、その旨をお客さまにお知らせいたします

3. ガス・CO警報器(住宅用火災警報器)リース代金について

消費税等(地方消費税含む)の税率が令和元年10月1日から、現行の8%から10%に改定されます。

ガス・CO警報器リース料金について、**令和元年3月31日**以前にリースをご契約のお客さまは、消費税率に関する経過措置が適用され、リース期間終了まで、税率8%が適用されます。

また、**令和元年4月1日**以降にリースをご契約のお客さまについては、10月以降、税率10%が適用されます。ご契約ごとのリース代金については、下記のとおりとさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

リース契約 適用消費税率

| | | |
|------------------|-----------------|---------|
| 令和元年10月分からのお支払い分 | 令和元年3月31日以前のご契約 | 消費税率8% |
| | 令和元年4月1日以後のご契約 | 消費税率10% |

リース料金(月額)

| 警報器種(リース契約) | 経過措置対象 消費税8% | 経過措置対象外 消費税10% |
|----------------|-----------------|-------------------|
| 住宅用ガス・CO警報器 | 185円 | 189円 |
| 住宅用火災・ガス・CO警報器 | 302円 | 308円 |

※ お客様の供給地点特定番号は、ガス使用量のお知らせ(兼)ガス料金口座振替領収書に記載しています。

お問い合わせ先(営業部 料金チーム)



犬山ガス株式会社(登録番号 E0007)

犬山市大字犬山字中野2番地

〒484-0081 TEL(0568)61-0002

FAX(0568)62-8708

<http://www.inym-gas.co.jp/>